

千葉県花見川区選挙管理委員会告示第5号

令和元年度においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）
第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第
28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧がなかった。

令和2年5月1日

千葉県花見川区選挙管理委員会委員長 市原 弘